

# 多賀城市公立保育所再編計画

令和5年11月

多賀城市保健福祉部子ども政策課

# 目次

<b>1 計画改定の目的</b> .....	1
<b>2 本市の現状</b> .....	2
(1) 児童人口の更なる減少.....	2
(2) 公立保育所の運営に係る財政負担.....	2
(3) 公立保育所の施設の状況.....	3
(4) 公立保育所職員の状況.....	3
(5) 保育施設の設置状況及び待機児童の状況.....	3
<b>3 再編計画の振り返り</b> .....	6
(1) 公立保育所のあり方・役割.....	6
(2) 公立保育所の民営化.....	7
(3) 公立保育所の課題に対する取組.....	7
<b>4 新たな課題</b> .....	8
(1) 児童人口(0歳～5歳)減少の加速化.....	8
(2) 不適切保育の発生.....	8
(3) 特別な配慮を必要とする児童及び医療的ケア児の受入れ.....	8
(4) 子育てを巡る大きな変化・国の動向.....	8
<b>5 公立保育所の再編</b> .....	9
(1) 公立保育所のあり方.....	9
(2) 公立保育所の施設、立地等.....	9
(3) 公立保育所の再編の方向性.....	10
<b>6 公立保育所再編の進め方</b> .....	12
(1) 志引保育所.....	12
(2) 八幡保育所.....	12
(3) 桜木保育所.....	12
<b>7 今後の課題等</b> .....	14
(1) 施設.....	14
(2) 職員.....	14
(3) 民営化の検討.....	14

## 1 計画改定の目的

本市では、平成16年5月に「多賀城市アウトソーシング推進指針」、平成27年7月に「児童福祉施設等のアウトソーシング推進基本計画」を策定し、国の三位一体改革による公立保育所運営に係る経費の一般財源化などの背景もあり、市内にある公立保育所を含む公共施設の民営化を推進し、取り組んできました。

その一方、子育てをめぐる環境変化への対応に当たっては、市全体の子育てに関わることも多く、行政が中心となり民間事業者と協力して取り組んでいく必要があり、公立保育所の社会的役割を果たすことが求められていたため、平成28年10月に「多賀城市公立保育所再編計画」（以下「再編計画」という。）を策定し、市全体の保育施策の中心を担う公立保育所2か所を「基幹保育所」として位置づけ、求められる子育て支援を推進することとしました。

公立保育所の運営には財政的な制約があり、基幹保育所を最低限の施設数とする必要があったことから、市内に5か所あった公立保育所のうち、基幹保育所として位置づけた公立保育所以外の笠神保育所、鶴ヶ谷保育所、八幡保育所の3か所については民営化を実施及び検討し、建て替えなどにより保育環境の改善を図ることとしました。

計画策定時は14施設だった民間の教育・保育施設も令和5年4月現在で、4類型24か所という多様なタイプの教育・保育施設が立地し、5か所の民間幼稚園とあいまって、狭い市域内に多種多様な教育・保育施設が共存する充実した子育て環境となっています。

しかしながら、少子化の加速や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルスの感染拡大や子ども基本法の施行など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育てに孤立感や負担感、不安を持つ保護者の増加や不適切保育の防止対策など新たな課題も散見され、基幹保育所の役割は更に重要なものになっています。

そのうち、計画策定後10年を目途に保育需要や環境の変化に応じて民営化を検討することとしていた八幡保育所については、現在も修繕等を繰り返しながら運営を継続しており、志引保育所と同様に施設の老朽化が著しく、保育環境の改善が必要となっています。

このように、再編計画策定時には想定し得なかった状況の変化を新たに踏まえるとともに、迅速な老朽化対策を講じる必要があることから、再編計画の改定を行い、公立保育所の老朽化やその運営に係る市の財政負担、子ども・子育てに係る様々な課題に取り組むため、公立保育所のあり方を見直し、本市の子育て支援施策の基本指針である「たがじょうすくっぴープラン2」に掲げる“日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城”の推進を図るものです。

## 2 本市の現状

### (1) 児童人口の更なる減少

本市の教育・保育の提供体制等を整備するために策定した「第2期多賀城市子ども・子育て支援事業計画」において、表1のとおり児童人口を推計していますが、未就学児(0歳～5歳)については、表2の実績のとおり、推計よりも早いスピードで児童人口の減少が進んでいます。

■表1 児童人口の推計(抜粋)

項目	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	559	551	543	535	527
1～2歳	1,090	1,131	1,114	1,099	1,083
3～5歳	1,676	1,593	1,581	1,568	1,599
小計	3,325	3,275	3,238	3,202	3,209

■表2 児童人口の実績

項目	R2(実績)	R3(実績)	R4(実績)	R5(実績)	R6(推計)
0歳	483	464	443	486	478
1～2歳	1,071	1,047	972	970	962
3～5歳	1,733	1,674	1,658	1,579	1,558
小計	3,287	3,185	3,073	3,035	2,998

### (2) 公立保育所の運営に係る財政負担

公立保育所の運営に係る費用は、表3のとおりです。

■表3 令和3年度決算額

歳出	決算額
人件費(正職員)	272,480 千円
人件費(会計年度任用職員)	78,634 千円
運営費	82,323 千円
計	433,437 千円
歳入	決算額
保育料等	28,638 千円
雑入	887 千円
計	29,525 千円
一般財源	決算額
一般財源(人件費含む)※	403,912 千円

※交付税措置有り

### (3) 公立保育所の施設の状況

公立保育所は、表4のとおり現在3か所で、桜木保育所を除き、昭和52年から昭和54年にかけて建築された木造の建物であり、大規模な改修も行われていないことから、老朽化が著しい状況です。

耐震改修等により最低限の安全性は確保されているものの、設備の不具合等が恒常化し、保育に支障が生じるケースも出ているほか、駐車スペースの確保など、保育所として通常に対応すべきニーズにも対応するのが難しい状況です。

■表4 公立保育所の状況 (令和5年4月現在)

施設名	完成年月	構造	床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築 経過年数	財産処分 制限期間
桜木保育所	平成26年10月	RC造6階建	702.93	16,814.77	8	50
志引保育所	昭和52年3月	木造平屋建	604.26	1,649.97	46	24
八幡保育所	昭和54年3月	木造平屋建	618.03	2,205.7	44	24

※財産処分制限期間とは、補助金適正化法に基づく期間

※桜木保育所の敷地面積は、桜木災害公営住宅全体の敷地を記載

※鶴ヶ谷保育所及び笠神保育所については民営化済み

### (4) 公立保育所職員の状況

公立保育所の正職員の保育士については、定年を迎える職員が多かったほか会計年度任用職員の割合が高かったため、再編計画に合わせて、平成29年度から計画的に採用を行い、13名の保育士を採用してきました。その結果、令和5年4月時点での正職員の保育士は33名(うち再任用職員3名)で、その他の保育士については会計年度任用職員により運営されており、正職員の割合は約54%になっています。

また、正職員を採用してきたものの、表5のとおり、今後5年間で更に1名の職員が定年を迎えることとなりますが、待機児童解消を目的として、保育施設の整備が急速に進んだことにより、保育士が全国的に不足する中、正職員及び会計年度任用職員の採用も困難な状況になっており、恒常的な保育士不足が続き、入所児童を調整するなどの対応を行っています。

■表5 公立保育所正職員保育士数の今後10年間の推移見込

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
保育士数 (再任用除く)	30人	30人	30人	30人	29人	29人	29人	28人	28人	28人
志引	11人	11人	11人	11人	10人	10人	10人	9人	9人	9人
八幡	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人
桜木	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人
退職見込	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	2人

### (5) 保育施設の設置状況及び待機児童の状況

本市では、第2期多賀城市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童の解消に向けて保育施設の積極的な整備を続けてきました。

その結果、表6のとおり、令和5年度には認可保育施設の利用定員合計が1,471人となり、

4年前に比べ137人の定員増となっています。

本市では、保育所等の積極的な整備により待機児童の解消に努めてきたほか、保育所や幼稚園から認定こども園へ移行するケースもあることから、4類型27か所という多様なタイプの教育・保育施設が立地し、従来から立地する5か所の民間幼稚園とあわせて、狭い市域内に多種多様な保育施設が共存しており、県内でも他市には見られない特徴となっています。

令和5年4月時点の実待機児童数は28人で、国の定義による待機児童数は11人となっており、保育所の整備等により、減少傾向にあります。

また、待機児童には、施設の利用定員や保育士の不足によるもののほか、利用調整によるものがあり、本市においては、利用調整によるものが主な要因となっています。

■表6 認可保育施設の利用定員数等の推移

(各年度4月1日現在、単位:人)

施設区分	運営主体	施設名	H27	H31	R2	R3	R4	R5
保育所	市	志引保育所	90	90	90	90	90	90
	市	八幡保育所	90	90	90	90	90	90
	市	桜木保育所	*60	*60	60	60	60	60
	社福	多賀城泉保育園	90	80	80	80	80	80
	社福	大代保育園	80	80	80	80	80	80
	社福	浮島保育所	100	100	100	100	100	100
	社福	あかね保育所	90	90	90	90	100	100
	社福	下馬みどり保育園	60	60	60	60	60	60
	社福	多賀城はるかぜ保育園	90	90	90	90	90	90
	社福	つめ草保育園	60	60	60	60	60	60
	社福	アルシュ多賀城保育園	/	60	60	60	60	60
	社福	くりの木保育園	/	/	/	30	50	50
	小規模	合会	明月託児所	14	12	12	12	12
一社		おおぞら保育園	15	12	12	12	12	12
個人		メーデルキッズ保育園	15	12	12	12	12	12
株式		もりのなかま保育園多賀城高橋園	/	19	19	12	12	12
株式		れいんぼーなーさーり多賀城高橋館	/	12	12	12	12	12
株式		きらり保育園多賀城	/	12	12	12	12	12
一社		保育園ドリームリトルチルドレン	/	/	12	12	12	12
事業所内	株式	まめまめ保育園	/	15	15	15	15	15
認定 こども園	学校	東幼稚園・あずま保育園	20	50	74	80	80	80
	社福	多賀城バンビの丘こども園	*60	*60	*60	60	60	60
	一社	認定こども園ドリームチルドレン	/	*60	*60	66	66	66
	学校	笠神認定こども園	*60	*60	*60	75	75	75
	社福	山王こども園	/	*60	*60	80	80	80
	学校	せいがん幼稚園	/	/	/	/	9	9
	学校	幼保連携型認定こども園つむぎ野	*90	*90	*70	*70	*70	82
利用定員数合計			1,084	1,334	1,350	1,420	1,459	1,471
実利用児童数			998	1,290	1,323	1,343	1,287	1,338
児童人口(未就学児)			3,505	3,368	3,287	3,185	3,073	3,035
国の定義による待機児童数			38	46	18	16	13	11
実待機児童数			58	103	32	28	27	28

※認定こども園は、保育所定員のみ記載、事業所内保育は、従業員枠も記載(\*は施設区分、又は運営主体変更前の定員数)

※国の定義による待機児童数⇒保育施設の利用申請を行っているが利用に至っていない児童数から、保護者が国の定義する事由(就職活動の停止、育休復帰後の予約等)に該当する児童を除外した全国統計

### 3 再編計画の振り返り

#### (1) 公立保育所のあり方・役割

子育てをめぐる環境変化に対応し、求められる子育て支援を推進していくため、公立保育所の社会的役割が更に重要なものとなっていたことから、市全体の保育施策の中心を担う公立保育所を「基幹保育所」として位置づけ、「保育の質の向上」と「地域子育て支援の充実」を図るため、既存の公立保育所の役割・機能に、新たに求められる機能を追加し、東側の保育施設を管轄する「桜木保育所」、西側の保育施設を管轄する「志引保育所」を拠点に、次のア～エの役割を担ってきました。

##### ア 市内保育施設間の連携支援

保育現場の状況を共有し、課題の解決に共に取り組むため、市内保育施設等との会議や研修の場を作り、市内保育施設間の連携を深めることができるようコーディネートしました。特に、小規模保育事業所など比較的規模が小さい事業者は経験年数が少ない職員も多いことから保育業務に関する相談支援が多く、その対応を行うことで、市内保育施設の保育スキルの向上に努めました。また、持続可能な保育の質を確保するため、保育士向けの相談対応を行いました。同じ保育士である基幹保育所が同じ目線で相談対応を行うことができる所にメリットがあり、保育士が働きやすい環境で保育運営ができるよう支援しました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う保育業務の対応等について、市内保育施設と連携し、感染拡大防止に努めてきました。これにより各保育施設において、会議や研修等で意見交換した内容が全て共有されたほか、各保育施設において統一した感染防止対策が講じられるなど、適切な保育運営を行うことができました。

##### イ 特別な配慮を必要とする児童・保護者に対する取組

基幹保育所がこれまで蓄積してきた業務経験やノウハウを活かすため、子育て家庭等だけではなく、支援者向けの相談支援や研修会を開催したほか、必要に応じて個別支援会議を開催するなど、児童やその家庭が適切な支援を受けられるよう取り組むとともに、支援者の保育スキルの向上に貢献しました。また、虐待や貧困等の問題を抱える家庭や、発達が気になる児童が年々増加していることから、要保護児童地域対策協議会や発達支援会議等の関係機関と連携し、配慮を必要とする児童や保護者への支援を強化してきました。このことにより施設側から児童や保護者へアプローチするきっかけづくりが増え、児童や保護者が適切な支援を受けられる体制を整えました。また、医療的ケア児など、民間施設で受入困難な子どもの受入等の調整も行いました。

##### ウ 子どもに関わる施設とのネットワーク形成

子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、子育てに係る様々な機関が連携し、切れ目のない子育て支援や、その家庭や児童に必要な支援が適切に提供されるよう、社会全体で子育てを支援する仕組みづくりに努めました。具体的には、市内の保育施設を対象とした定例会を開催し、保育業務に係る情報共有に努めたほか、幼児教育と小学校教育の接続期における教育の意義や重要性を共有し、保育所・幼稚園と小学校との円滑かつ適切な連携を行うため、基幹保育所が中心となり、未就学及び小学生の児童の交流、職員の情報交換等を行いました。また、児童やその家族を支援するため、児童発達支援センターや子育て世代包括支援センターなどの子育て支援機関と連携し、必要に応じて個別支



援会議を開催するなど、児童やその家族の適切な支援の在り方を共有したほか、市立図書館や児童館、子育てサポートセンター等へ出向き、保育パネル展の開催や、施設の利用者を対象に相談支援を実施するなど、基幹保育所から子どもに関わる施設と積極的に連携し、地域ネットワークの形成に努めてきました。

#### エ 地域の子育て支援拠点としての機能

保護者の就労支援や育児に対する不安感、負担軽減などの課題があり、子育て支援事業の拡充を図っていく必要があったことから、公立保育所の機能や職員のノウハウを活用し、保育施設の利用者に限らず、市民全体を対象に相談支援あるいは子育て支援に係る情報提供を行い、地域子育て支援拠点としての役割を果たしてきました。

以上のように、公立保育所として取り組んできたことに一定の成果があったほか、市内の民間保育施設にとって、地域の子育て支援の拠点となる基幹保育所の役割は重要なものとなっています。

### (2) 公立保育所の民営化

基幹保育所として位置付けた公立保育所以外については、順次、民営化等を実施、検討を行いました。建物建て替え等により、保育環境を改善し、平成31年度に笠神保育所、令和2年度に鶴ヶ谷保育所を民営化しました。

### (3) 公立保育所の課題に対する取組

#### ア 施設

桜木保育所以外の公立保育所は老朽化が著しかったことから、笠神保育所や鶴ヶ谷保育所については民営化し、現地建て替え等により保育環境の改善を行ってきました。志引保育所と八幡保育所については、修繕等を繰り返し、計画的な維持管理に努めてきましたが、整備が必要な状況が現在も続いています。

#### イ 職員

定年を迎える職員が退職し、責任が求められるクラス担任等の業務に会計年度任用職員保育士を充てざるを得ず、全国的に保育士不足が問題となっていたことから、平成29年度から計画的に、正職員保育士を採用してきました。採用にあたっては、公立保育所を2か所とする前提で採用してきました。

会計年度任用職員についても、職員の割合は約5割となっており、離職する職員も少なくないことから、正職員と同様、積極的に採用してきました。

#### ウ 桜木保育所の運営

基幹保育所として機能させるため、指定管理者と協議の上、指定管理を廃止し、公設公営の保育所として現在運営を継続しています。

## 4 新たな課題

### (1) 児童人口(0歳～5歳)減少の加速化

未就学児(0歳～5歳)については、推計よりも早いスピードで人口減少が進んでいます。また、公立保育所では、基幹保育所としての役割を果たす一方で、民間保育施設への入所を優先したことに伴い、令和4年度における公立保育所の定員充足率は6割未満となっており、公立保育所の運営にあたっては、児童人口の推移や保育ニーズを踏まえたものである必要があります。

### (2) 不適切保育の発生

全国各地で不適切な保育に関する事案が発生し、国において市町村等における不適切保育への対応や体制について全国的な実態調査が実施されるなど、今後このような事案が発生しないよう行政における迅速な対応及び未然防止対策が求められています。このことから、民間の保育施設への相談支援や指導監督機能等の更なる強化が求められ、市内保育施設における保育の質の向上を図る取組が必要となっています。

### (3) 特別な配慮を必要とする児童及び医療的ケア児の受入れ

発達が気になる児童の増加に伴い、保育士の加配などが必要となる場合が増加しているほか、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)が令和3年9月18日に施行され、地方公共団体は、自主的かつ主体的に支援に係る施策を実施すること、また保育所等の設置者は、在籍している医療的ケア児に対し適切な支援を行うことが責務とされました。しかしながら、医療的ケア児を受け入れられる設備やノウハウが整っている保育施設は未だ限られており、基幹保育所の取組を参考にし、民間の保育施設等においても医療的ケア児を受け入れられる体制の整備や支援が必要となっています。

### (4) 子育てを巡る大きな変化・国の動向

近年の少子化、核家族化の更なる進行や地域における子育て支援機能の低下、新型コロナウイルスの感染拡大等により、子育てに孤立感や負担感、不安感をもつ保護者や児童虐待相談件数が増加しています。また、保育施設の安全管理に係る計画等の策定など、通常の保育業務以外に求められる業務が増加しています。

また、待機児童解消への対策が進められている中で、令和元年10月には、全国一律の子育て支援制度である幼児教育・保育の一部無償化が開始されたほか、保育士の配置基準の見直しや保育所入所に係る就労要件の緩和など新たな子育て支援施策への対応が行政だけでなく、各保育施設等に求められることが想定されます。

## 5 公立保育所の再編

### (1) 公立保育所のあり方

児童人口の減少の加速化や、公立保育所の財政的な制約を踏まえ、当初計画どおり公立保育所を2か所にする必要があります。その一方で、再編計画の振り返りや不適切保育の発生等の新たな課題を踏まえ、引き続き、「保育の質の向上」と「地域子育て支援の充実」を図るため、基幹保育所としての公立保育所が中心となり、不適切保育や特別な配慮を要する児童等、新たな子育て支援施策への対応について民間事業者と協力して取り組む必要があります。保育現場での問題の早期発見・解決や、潜在的問題が表面化する前に対応すること、そのほか、特別な配慮を必要とする児童や医療的ケア児の受入れなど、公立保育所を中心に様々な調整や支援が民間事業者から求められています。

このように、子どもや保護者などその家庭だけではなく、保育施設やその支援者を支援する立場にいる公立保育所の役割は今後も変わらず取り組む必要があります。

したがって、当初再編計画では10年後を目安としていた見直しを前倒しし、公立保育所を市全体の保育施策を牽引する「基幹保育所」として、更なる充実を図るとともに、その運営にあたっては、特別な配慮を要する児童を含む全ての児童が、安心安全に利用できる保育環境を整備することとします。

整備に当たっては、本市の最上位計画である第六次多賀城市総合計画において、社会全体が縮減に向かおうとする中でも市民が必要とする価値を充実させる「縮充」が掲げられていることから、これらを踏まえた整備を推進することとします。

### (2) 公立保育所の施設、立地等

#### ア 桜木保育所

平成26年に建築されており、修繕等が必要な個所が出始めているものの、比較的新しい施設です。また、津波浸水区域に立地しているものの、本施設は6階建ての市営桜木住宅の一部であり、当該住宅自体が一時避難場所(津波避難ビル)となっていることから、垂直避難することが可能です。

#### イ 志引保育所

昭和52年に建築されており、老朽化対策や駐車スペースの確保が課題となっています。また、洪水浸水区域及び津波浸水区域に立地しておりますが、近隣に一時避難場所(津波避難ビル)がなく、災害時の安全対策等が課題となっています。また、志引保育所の近隣には、認可保育所くりの木保育園が立地しています。

#### ウ 八幡保育所

笠神保育所、鶴ヶ谷保育所と共に民営化を検討してきましたが、施設の利用状況や将来の保育需要によって、規模の縮小や廃止を視野に入れていたことから、具体的な民営化目標年度等は設定しておりませんでした。昭和54年に建築されており、志引保育所同様、老朽化対策や駐車スペースの確保が必要となっています。また、津波浸水区域に立地しているものの、近隣に一時避難場所(津波避難ビル)である癒志の里があるほか、末の松山配水場付近の高台への一時的な立退き避難が可能であり、八幡地区における唯一の認可保育所となっています。

### (3) 公立保育所の再編の方向性

少子化の加速に伴う空き施設の増加が懸念されるほか、公立保育所の運営には財政的な制約があり、基幹保育所を最低限の施設数とする必要があります。また、(2)公立保育所の施設及び立地状況等を踏まえるとともに、近隣に避難できる施設や同種の保育施設の有無など、総合的に勘案する必要があります。

このことから、八幡保育所を大規模改修し、保育環境の改善を図るとともに、基幹保育所も志引保育所から八幡保育所へ移管します。

また、大規模改修に伴い、志引保育所は八幡保育所に統合し、現在の志引保育所は廃止とすることとし、公立保育所を削減することで施設利用定員の調整を図ることとします。

これにより、西側の保育施設の拠点八幡保育所、東側の保育施設の拠点を桜木保育所とし、当該2か所を基幹保育所として運営します。

なお、志引保育所の廃止にあたっては、地域の子育て支援拠点として、市民全体を対象に相談支援等を行っていたことから、利用者等に丁寧に説明し、理解を得ながら再編を進めることとします。

■表7 統合による利用者の影響(令和5年10月1日現在の利用者数)

クラス	八幡	志引
0歳	2人	3人
1歳	5人	6人
2歳	6人	R8 修了
3歳	R7 修了	R7 修了
4歳	R6 修了	R6 修了
5歳	R5 修了	R5 修了
計	13人	9人

■表8 保育士の配置見込み

施設	職員区分	R5	R6	R7	R8	R9
志引保育所	正職員	11人	11人	11人	16人	
	会年等	11人	11人	11人	7人	
八幡保育所	正職員	9人	10人	10人		15人
	会年等	9人	9人	9人		7人
桜木保育所	正職員	10人	10人	10人	15人	15人
	会年等	11人	11人	11人	7人	7人
計	正職員	30人	31人	31人	31人	30人
	会年等	31人	31人	31人	14人	14人

※会年等:会計年度任用職員、再任用職員(短時間)

■表9 認可保育施設の利用定員数等の推移(見込み) (各年度4月1日現在、単位:人)

施設区分	運営主体	施設名	R6	R7	R8	R9
保育所	市	志引保育所	90	90	90	
	市	八幡保育所	90	90		90
	市	桜木保育所	60	60	60	60
	社福	多賀城泉保育園	80	80	80	80
	社福	大代保育園	80	80	80	80
	社福	浮島保育所	100	100	100	100
	社福	あかね保育所	100	100	100	100
	社福	下馬みどり保育園	60	60	60	60
	社福	多賀城はるかぜ保育園	90	90	90	90
	社福	つめ草保育園	60	60	60	60
	社福	アルシュ多賀城保育園	60	60	60	60
	社福	くりの木保育園	50	50	50	50
小規模	合会	明月託児所	12	12	12	12
	一社	おおぞら保育園	12	12	12	12
	個人	メーデルキッズ <sup>®</sup> 保育園	12	12	12	12
	株式	もりのなかま保育園多賀城高橋園	12	12	12	12
	株式	れいんぼーなーさりー多賀城高橋館	12	12	12	12
	株式	きらり保育園多賀城	12	12	12	12
	一社	保育園ドリームトルチルドレン	12	12	12	12
事業所内	株式	まめまめ保育園	15	15	15	15
認定こども園	学校	東幼稚園・あずま保育園	80	80	80	80
	社福	多賀城バンビの丘こども園	60	60	60	60
	一社	認定こども園ドリームチルドレン	66	66	66	66
	学校	笠神認定こども園	75	75	75	75
	社福	山王こども園	80	80	80	80
	学校	せいがん幼稚園	9	9	9	9
	学校	幼保連携認定こども園つむぎ野	82	82	82	82
		認定こども園移行に伴う定員増(見込み)		40	40	70
利用定員数合計			1,471	1,511	1,421	1,451
実利用児童数(見込み)			1,322	1,296	1,294	1,279
児童人口(未就学児)(見込み)			2,998	2,939	2,934	2,900

実利用児童数(見込み)…児童人口×44.1%(R5実績で推移した場合)

## 6 公立保育所再編の進め方

統合する公立保育所は、各施設の利用状況等を加味し、可能な限り利用者の負担が少なく、また、統合が円滑に進むよう目標年度や手法等を決定することとします。

しかしながら、公設の場合は国からの補助金等が見込めないことから、地方債などの特定財源の確保が必要です。公共施設等の見直しに係る交付税措置がある有利な地方債として、公共施設等適正管理事業債(集約化・複合化事業)が挙げられますが、事業期間が令和8年度までとされていること、事前に個別施設計画において集約化や複合化が位置付けられていることなどの要件があるため、当該地方債を活用するに当たっては、期限内に迅速かつ計画的に事業を進める必要があります。

### (1) 志引保育所

八幡保育所との統合に向け、八幡保育所の大規模改修工事の間、八幡保育所の利用者を一時的に志引保育所へ統合する必要があります。また、利用者の負担が極力少なくなるよう配慮する必要があります。

したがって、利用者への周知のほか、一時統合時の保育体制の確保等を図るとともに、八幡保育所の建て替えまでの間、基幹保育所として運営を継続することとします。

#### 【目標年度】

- ①利用者周知: 令和6年度
- ②一時統合: 令和8年度
- ③廃止(解体): 令和9年度

### (2) 八幡保育所

志引保育所と統合し、新たに基幹保育所としての運営を目指すにあたり、大規模改修工事等が必要なため、一時的に志引保育所へ統合することとします。

また、大規模改修工事等に係る設計、工事だけではなく、埋蔵文化財包蔵地(八幡館跡)に係る発掘調査の業務等があり、他部署との連携も必要となってきます。

#### 【目標年度】

- ①利用者周知: 令和6年度
- ②大規模改修工事設計: 令和6年度
- ③埋蔵文化財包蔵地(八幡館跡)に係る発掘調査: 令和7年度
- ④一時閉所及び大規模改修工事: 令和8年度
- ⑤開所: 令和9年度

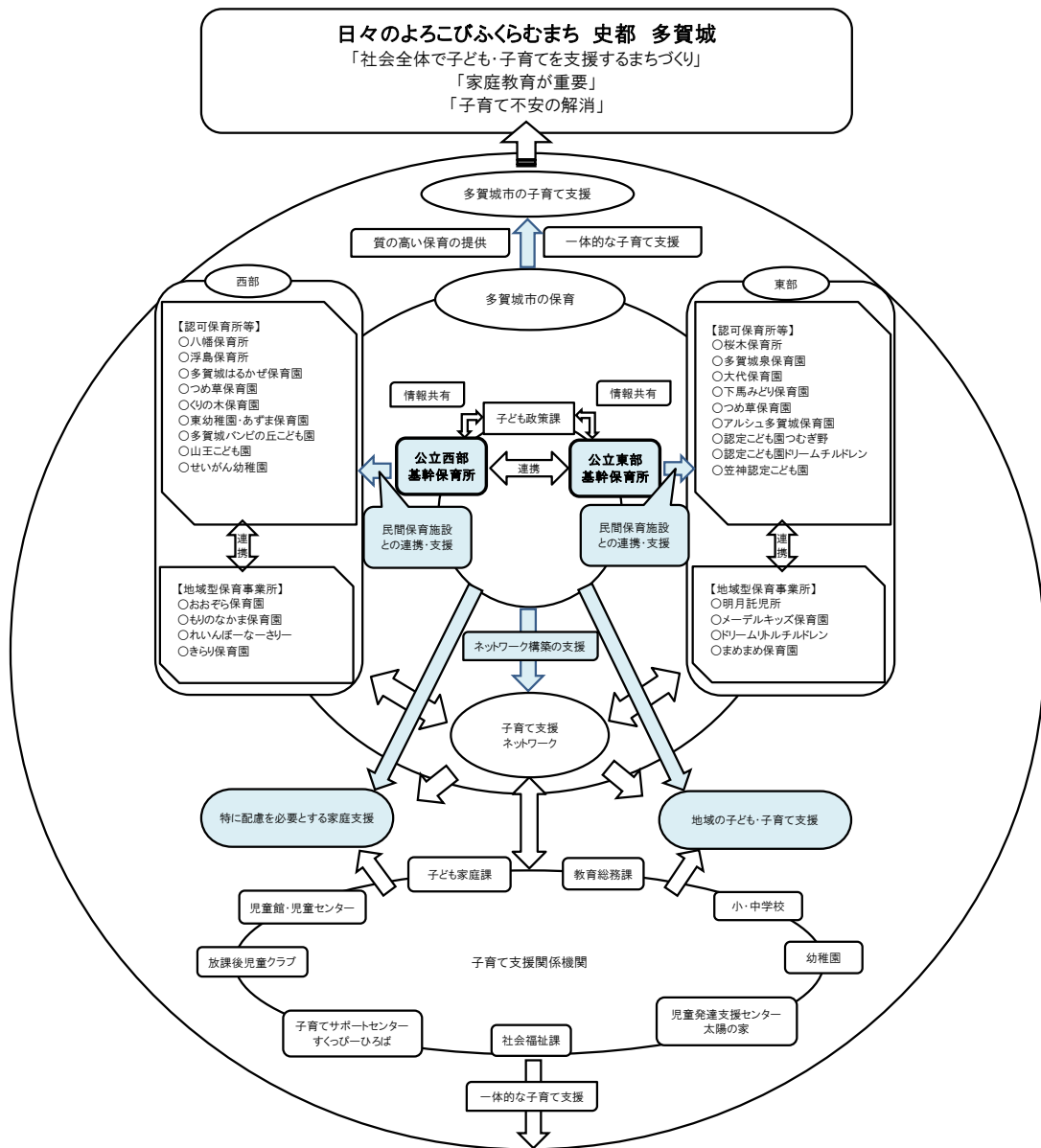
### (3) 桜木保育所

桜木保育所については、他の公立保育所に比べ保育環境が整備されていることから、再編に係る目標等は設定しません。基幹保育所として運営を継続するとともに、再編に大きく関わる志引保育所、八幡保育所をサポートできる体制を整えます。

#### 【目標年度】

特に設定はしません。

■ 図1 基幹保育所を中心とした子育て支援のイメージ



## 7 今後の課題等

### (1) 施設

志引保育所と八幡保育所は老朽化しており、保育環境の悪化が著しいため、早急に改善に取り組む必要がありますが、統合するまでの年数を考慮すると、安全対策の面から、引き続き、計画的な修繕等が必要となります。

桜木保育所についても、比較的新しい施設ではあるものの、修繕等が必要な個所が出始めているため、志引保育所及び八幡保育所と同様に、計画的な修繕等が必要となります。

### (2) 職員

統合に向け、公立保育所を2か所とする計画に基づき、適切な職員配置が必要です。

退職を迎える職員がいる中、離職する職員も少ないとは言えない状況です。

市全体の保育の質を確保するため、引き続き、計画的に職員のスキルアップを図るとともに、多様な実務を交えながらノウハウ等を継承することが必要です。

### (3) 民営化の検討

今後の市内保育施設の連携状況や保育サービスの向上、児童の利用状況等によっては、公立保育所の更なる段階的な民営化も視野に入れる必要があります。

しかしながら、不適切保育の未然防止対策や特別な配慮を要する児童の受入れなどの新たな課題に対応する必要があるため、当分の間は、市全体の保育施策の中心を担う基幹保育所が必要であり、また民間事業者からも求められています。

したがって、本計画は国の子ども政策の動向や児童人口の推移、子どもや保護者の意見聴取など総合的に勘案しつつ、おおむね5年を目処に見直すこととし、その間においても必要に応じて見直しを行うこととします。

## <参考> 今後5年間のスケジュール

年度	志引保育所		八幡保育所		桜木保育所	
	運営形態等	備考	運営形態等	備考	運営形態等	備考
R5年度	公設公営	基幹保育所	公設公営		公設公営	基幹保育所
R6年度	公設公営		公設公営	設計	公設公営	
R7年度	公設公営		公設公営		公設公営	
R8年度	公設公営	※八幡統合	一時閉所	大規模改修工事	公設公営	
R9年度	【廃止】	解体	公設公営 【開所】	基幹保育所 ※志引統合	公設公営	